

茂 経 農 第 5 4 9 号
令 和 7 年 1 月 31 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

茂原市長 市原 淳

市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	綱島地区 (綱島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 20 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

若い農業者が減少し、地域の農業者は60代以上と高齢化が深刻な問題となっている。地域を安定して支えてくれる担い手の確保が重要である。担い手がないことにより耕作放棄地が増加しているため、新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進める事が出来るよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や新規就農者が耕作しやすいように、基盤整備事業を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の促進について、将来的な担い手の育成・確保に向け、国や県その他各種事業を活用し、新規就農時の経営負担軽減を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協等の機械や施設を、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況)や捕獲体制の構築等に取り組む。
 ⑦保全管理団体を立ち上げ、定期的な草刈り等をしながら、保全管理に取り組む。